# 佐賀県東部環境施設組合告示第7号

「次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務」の委託について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始を公告する。

令和6年4月5日

## 佐賀県東部環境施設組合 管理者 向 門 慶 人

- 1 プロポーザルに付する事項
  - (1)業務名 次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務
  - (2)履行場所 佐賀県東部環境施設組合管内
  - (3)業務内容 次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務仕様書のとおり
  - (4)履行期間 契約日の翌日から2026年(令和8年)3月25日まで

### 2 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町(以下「組合構成市町」という。)のいずれかに令和5・6年度の建設コンサルタント業務等入札参加資格申請書(希望:土木関係建設コンサルタント業務ー建設コンサルタントー廃棄物)を提出し、組合構成市町のいずれかの競争入札有資格者名簿に登録されている者で、当該プロポーザルの公告日現在(以下「公告日」という。)において佐賀県又は福岡県内に契約権限のある本店、支店、営業所等を有していること。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録(廃棄物部門)を受けていること。
- (3) 公告日から受託候補者特定の日まで、組合構成市町のいずれかの入札参加 指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。

- (5) 公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体(地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。)が発注するごみ処理施設に係るDBO事業による施設整備及び運営事業者の選定支援業務(基幹改良事業及び中継施設整備等に係るものは除く)について、元請として実施方針の作成から民間事業者との契約までの業務を受託し、完了した実績を複数有すること。
- (6) 別紙「次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務仕様書」のとおり、管理技術者、照査技術者及び担当技術者にそれぞれ適当な有資格者を配置できること。

### 3 審査方法

- (1) 受託候補者特定に係る審査は、組合が別に定める委員により組織された「次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務委託業者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)が、評価基準に基づき実施する。
- (2) 審査は2段階方式とし、第1次審査では参加申出書の書類審査により技術 提案書の提出者を3者以下に選定する。ただし、参加申出書の提出が3者以 下の場合、第1次審査は行わない。

第2次審査は技術提案書やヒアリング等を審査し、受託候補者の特定を行 う。ただし、あらかじめ定められた最低基準点を満たす者がなかった場合、 受託候補者の特定は行わない。

なお、評価方法の詳細については、「次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務公募型プロポーザル実施要領」のとおりとする。

(3) 審査により評価項目の評価点数を合計した最上位の者を受託候補者として 1者、次点の者を1者特定する。

#### 4 選定スケジュール

本公募型プロポーザルに係る選定スケジュールは下記のとおりとするが、状況に 応じて日程が前後する場合がある。

③ 参加申出に係る質問提出期限 令和6年4月9日(火)12時まで

⑤ 参加申出書類提出期限 令和6年4月16日(火)17時必着

⑥ 第1次審査結果通知及び技術提案書提出者決定通知

令和6年4月19日(金)

※参加申出者が3者以下であった場合は、第1次審査を実施しない。

⑦ 技術提案書等に係る質問提出期限 令和6年4月25日(木)17時まで

- ⑩ 第2次審査及びヒアリング
- ① 第2次審查結果通知

令和6年5月21日(火)13時30分 令和6年5月下旬 予定

- 5 参加申出書提出期限及び方法
  - (1)提出期限 令和6年4月16日(火)17時必着
  - (2)提出方法 持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特別記録)によること
  - (3) 提出場所 ₹849-0102

佐賀県三養基郡みやき町大字簑原4432 (鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ) 佐賀県東部環境施設組合 事業2係

- 6 技術提案書の提出期限及び方法
  - (1) 提出期限 令和6年5月15日(水) 12時必着
  - 持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特別記録)によること (2)提出方法
  - (3) 提出場所 〒849-0102

佐賀県三養基郡みやき町大字簑原4432 (鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ) 佐賀県東部環境施設組合 事業2係

## 7 受託候補者の特定

- (1) 書類審査及びヒアリングの結果から、受託候補者1者、次点1者を特定す る。特定した者に対しては、令和6年5月下旬に特定した旨を受託候補者の 営業担当者に電話連絡するものとする。また、同日に特定した旨の通知を発 送し、組合ホームページに掲載する。(URL:https://www.s-toubukankyo.com/)
- (2) 技術提案書類を提出した者のうち、受託候補者として特定しなかった者に 対しては、特定しなかった旨の通知を発送するものとする。